

# 公 示

## 一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間

制 定	平成12年	1月31日	九運公福第7号
一部改正	平成12年	11月13日	
一部改正	平成13年	3月30日	
一部改正	平成16年	9月27日	
一部改正	平成17年	4月13日	
一部改正	平成18年	9月29日	
一部改正	平成29年	3月24日	

道路運送法（以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成12年2月1日から施行されるのに伴い、一般貸切旅客自動車運送事業に係る許認可等について行政手続法第6条の規定による標準処理期間を下記のとおり制定する。

平成12年1月31日  
九州運輸局長 中西基員

### 記

1. 許可（法第4条第1項）  
4ヶ月
2. 更新許可（法第8条第1項）  
6ヶ月
3. 事業計画変更認可（法第15条第1項）
  - (1) 営業区域の変更 4ヶ月
  - (2) その他の変更 2ヶ月
4. 運送約款の認可（法第11条第1項）  
1ヶ月
5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）  
2ヶ月
6. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）  
4ヶ月
7. 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）  
4ヶ月
8. 相続の認可（法第37条第1項）  
3ヶ月

附 則（平成12年1月31日 九運公福第7号）

本処理期間は、平成12年2月1日以降に当局管内の陸運支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成12年11月13日 九運公福第50号 一部改正）

本処理期間は、平成12年11月13日以降に当局管内の陸運支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成13年3月30日 九運公福第15号 一部改正）

本処理期間は、平成13年4月1日以降に当局管内の陸運支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成16年9月27日 九運公福第43号 一部改正）

本処理期間は、平成16年10月1日以降に当局管内の運輸支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成17年4月13日 九運公福第8号 一部改正）

本処理期間は、平成17年5月1日以降に当局管内の運輸支局において受付ける申請について適用する。

附 則（平成18年9月29日 九運公第32号 一部改正）

本処理期間は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則（平成29年3月24日 九運公第114号 一部改正）

本処理期間は、平成29年4月1日以降に当局管内の運輸支局において受付ける申請について適用する。